

平成二十六年四月十八日受領
答弁第一一五号

内閣衆質一八六第一一五号

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員杉本かずみ君提出福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員杉本かずみ君提出福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの福島県において実施されている甲状腺超音波検査（以下「検査」という。）の結果については、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）において公表された東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故（以下「事故」という。）後の放射線による住民の健康影響等に係る報告書において、チェルノブイリ原子力発電所事故後の周辺住民の甲状腺被ばく線量と比べ、福島県での甲状腺被ばく線量は相当低く、チェルノブイリ原子力発電所事故後のように甲状腺がんが大幅に増加することは予測されず、検査により発見されている結節やのう胞の割合は、検査を集中的に行っていることや、感度が極めて高い検査機器を用いていることによるものと考えられ、事故に伴う追加被ばくによる影響とは考えにくい旨の評価がされていると承知している。

また、環境省が青森県、山梨県及び長崎県で行った調査において、検査の結果と同様の割合で小さな結節やのう胞が発見されているところである。

三について

一及び二について述べたとおり、検査により発見された小さな結節やのう胞については、事故に伴う追加被ばくによる影響とは考えにくい旨の評価がされているため、お尋ねの「A1判定の逡減及びA2判定・B判定の逡増の理由」については、専門家による具体的な議論は行われていないと承知している。